

設計業務等における労働環境改善の取組について

1 対象業務

令和7年4月1日以降に発注する建設コンサルタント業務（測量、地質・土質調査、調査・計画、設計、工事監督、点検、発注者支援業務等）を対象とする。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

2 受発注者間の相互における取組

取組内容については、勤務時間、定時退社日などの労働環境改善の取組が各企業で異なることが考えられるため、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取り組めるものを設定し実施する。

- (1) 業務時間内で作業が完了する等、業務に対して余裕を持った依頼期限とする
- (2) 業務時間外の作業依頼は行わない
- (3) 業務のスケジュール管理を行い、定時に帰るよう心がける
- (4) 17時以降の会議・打合せ・メール等を行わない
- (5) 打合せはWeb会議等の活用に努める
- (6) その他、取組が必要と思われる内容

3 本取組みの進め方

発注者は上記取組について特記仕様書に記載し、受注者は業務計画書に反映させる。

【土木系】・測量・調査・設計業務委託特記仕様書（令和7年4月改定版）に記載する。（別添1参照）

・受発注者間で調整のうえ、取組可能なものを設定し、受注者は業務計画書に記載する。

【建築系】・北九州市建築設計業務委託特記仕様書（令和7年4月改定版）に記載する。（別添2参照）

・受発注者間で調整のうえ、取組可能なものを設定し、受注者は業務計画書に記載する。

【プラント系、その他】・各設計担当課にて特記仕様書に記載する。

《記載例》

第〇条 労働環境改善の取組について

本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取組を行う業務である。

なお、取組内容については、受発注者間にて調整のうえ実施するものとする。

また、実施にあたっては、取組内容を実施計画書に記載し取り組んでいくものとする。

ただし、本取組に関する費用は計上しないものとする。

・受発注者間で調整のうえ、取組可能なものを設定し、受注者は業務計画書に記載する。